

クアラルンプルの屋台産業の発展とブミプトラの進出

堀井 健三

マレーシアの首都クアラルンプルに行つたことのある人で、有名な華人街のペタリン通りや周辺の商店街の喧噪と猥雑さに圧倒された経験を持った人は多いだろう。豊富で廉価、美味な大衆食を供給する華人系屋台と、あらゆる種類の日用品、時には有名ブランドの紛い物を売る露天商店が、人も通れないほどにひしめき合つて並び、かまびすしく人を呼び込むさまは、華人系の人たちのたくましさとエネルギーを感じさせ、誰もが感嘆の声をあげるにちがいない。

ところが、一九七一年以来二十年間にわたつて実施されてきた新経済政策 (New Economic Policy——別名ブミプトラ政策。ブミプトラとはマレー人をはじめとする土着民を意味する) は、屋台産業における華人の支配にも大きく影を落とすようになつてきた。

急速に増えた 現在、クアラルンプルの屋台の数は約三万三〇〇〇軒に達するが、そこ
ブミプトラ屋台 に従事する人の数は、妻子を含め雇用されている者たちを入れると、約

一二万人にも昇るといわれる。彼らはクアラルンプル市民の胃袋を満たすため、毎日彼らの食事の一五%を供給し、屋台産業全体の一日の売上げは四七〇万リンギット（一リンギット＝四五円）に達するといわれる。一ヶ月ごとの計算では一億一一〇〇万リンギット、通年で計算すると一六億九二〇〇万リンギットの巨額に達するのである。

しかし、こうしたクアラルンプル市の屋台産業（小販—華語、penjajah—マレーシア語、hawker—英語）の繁栄を種類別にみると、一九七一年以来華人からマレー人へと大きく変化しきてている。たとえば、九〇年八月の市当局の発表によると七年時では、ブミプトラの屋台はたったの二三八軒を数えるにすぎず、全体（五四一五軒）の四%であった。それが八八年末にはマレー人の屋台は一万一七〇〇軒余に達し、全体の屋台数の三四%を占めるに至つたので

別比率および販売物別分類

者(人)	無許可	その他	売り物の種類		
			食物	熟食	食物以外
合 計					
3,584	24	406	3,145	343	96
3,211	413	165	2,689	314	208
4,195	—	—	2,128	905	1,189
800	—	75	85	582	133
84	—	3	—	36	48
252	—	19	—	247	5
119	21	9	—	119	—
11,500	154	—	2,060	8,698	942
184	165	—	174	10	—
3,136	—	—	132	857	2,147
6,985	1,728	—	2,881	1,588	2,516
115	—	—	102	13	—
34,165	2,505	677	13,396	13,712	7,284

II 東南アジア

ある(表1)。実に十九年間に一万四〇〇人のブミプトラ屋台業者が増えたことになる。市当局は八九年の末には市全体で約三万九二〇〇軒に達し、うちブミプトラ系屋台が三六%を占めるようになると予想している。これに対して、華人の屋台業者は現在でも二万軒以上が営業し、その比率は五九%であるが、一九七〇年時にはおそらく九五%以上を占め、独占状態にあつたことは推測に難くない。明らかに屋台業の分野でも華人の占める比率は急速に減少し続けているのである。こうした屋台業における華人からマレー人への

表1 クアラルンプルにおける屋台の種類と種族

屋台の種類	数 (場所)	数 (店)	許可書を有する		
			マレー人 (ブミプトラ)	華人	インド人
1. パサール	22	4,014	915	2,471	198
2. パサールの外	15	3,789	593	2,544	74
3. 屋根なし屋台	54	4,222	584	3,458	153
4. 市立屋台センター	29	875	648	112	40
5. 屋台(屋根と柱のある)	—	87	70	5	9
6. 私営屋台センター	21	271	207	34	11
7. 青空屋台(私営)	8	149	56	50	13
8. 固定屋台	389	11,654	4,780	5,249	1,471
9. 移動屋台	—	349	28	118	38
10. 季節屋台	—	3,136	2,027	1,006	103
11. 夜のみ営業の屋台	82	8,713	1,689	4,969	327
12. 農民市場(マレー人)	1	115	112	3	—
合計	621	37,374	11,709	20,019	2,437
%			34.3	58.6	7.1

(出所)『南洋商報』1990年7月20日より。

急激な傾斜は、ブミップトラ政策によって屋台を開く際に必要な許可書の発給、必要資金の貸付け等がブミップトラに有利に実施されてきたためであることはいうまでもない。失業者が増えている華人社会では屋台で生計を立てようとするものが増えてきたといわれるが、彼らはこの伝統的な屋台食産業からも締め出されつつあるといえよう。屋台だけでなく、一般的のレストラン特にファーストフードにおいてもブミップトラの進出は著しいが、マレー食を専門に供するレストランの数はクアラルンプルにおいてはまだまだごく僅かである。外食産業におけるマレー人の進出は現在ではまだ屋台食部門に限定されているといってよい。理由はマレー人一般の経済的水準がまだ低く、庶民の外食産業の利用も屋台による簡単で安く食べられるものに限られているからであろう。

これに対して華人は、はるかに外食への依存度（外食志向というべきか）が高い。マレーシアの外食の種類と値段、味を日本のそれと比較すると、量が多く、安く、そしてうまい。サラリーマンは弁当を自宅から持つてくるより、気軽に外食に頼るのは、けだし当然である。

屋台業が抱える問題 しかし、マレー人の屋台への進出は、いろいろな問題を引き起こしていることも確かである。つぎに屋台業者が直面している問題と市当局の対策について、いくつか述べておこう。

第一は屋台業の衛生問題である。市当局は中毒事件の多発を重視して、屋台業者に健康証明書の保持と、三年に一回の更新を義務づけようとしている。またB型肝炎の予防注射とゴム手

袋の使用を義務づけることも考えているといわれる。こうした衛生問題が起こる根源的な理由は水である。屋台業者はどうみても充分な水を使用して営業しているとはいえない。屋台が集中している地区に公共水道が設置されておらず、水の確保は容易でないものである。

第二は新しく屋台営業地区を設定して、効果的に管理する計画である。華人系の古い屋台が密集しているところでは、交通整理が不可能なほど交通量が多く、渋滞に悩んでいる地区が多い。こうした屋台を一括して管理するための新しいホーカーセンター(hawker centre)を作ることを市当局は計画している。旧クラン通り、スタ・パック地区、ジンジヤン地区、イル・パナス地区、南サラック地区、新セントウール地区等の、屋台が集中している地域が対象となっている。この政策はシンガポールの屋台政策のまねであるが、すでに清潔で交通渋滞のないホーカーセンターが市内で数カ所完成しており、市民の評判はよい。しかし、われわれ外国人にとっては、路肩の屋台で気軽に外国情緒を味わうことが、だんだんできなくなるとは何とも淋しい。

第三はゴミの問題である。一日に屋台が出すゴミの量は約五〇〇トンで市内全体から出るゴミの一五%に達する。また、この屋台のゴミ処理に要する費用は年間一二五〇万リンギットになり、市財政を圧迫している。屋台で賑わった場所を早朝歩くと、そのゴミと残がいの散乱に目を覆うばかりである。このようにゴミの処理、水の供給、交通渋滞から屋台の一括集中管理の必要が起きてくるのである。

最後に屋台業者への営業資金貸付政策である。一九八九年の初めに副首相ガファル・ババは、マレーシア全国の零細業者・屋台業者に対し三〇〇〇万リンギットの特別融資計画を発表した。この計画により、信用保証公社（CGC）経由で八つの市中銀行から五〇〇～五〇〇〇リンギットの融資が担保なしで受けられることになった。利子は四%と市中銀行一般利子率の約三分の一の低さで、返済期間も三年から四年に延長された。

問題は、こうした有利な条件にもかかわらず、この計画が始まった一九八六年七月十五日から八九年四月二十日までの期間に、九八三三人に対して、計画想定額の六四%、つまり一九一〇万リンギットしか貸し出されていないことである。その理由の一つは、貸出額のうち一一五〇万リンギットが返済されないままのことである（表2）。貸倒れが増えれば、当然銀行は慎重になる。屋台業者の経済的背景を調査したところで、担保なしで貸す以上、貸倒れの危険度は高い。そこで銀行は調査のうえさらに零細業・屋台業

表2 零細業および屋台業者特別融資計画
(1989年現在)

	1987	1988	1989
借入者数	4,259	3,208	9,833
貸付額(100万リンギット)	7.3	7.5	19.1
未返済額 "			11.5
返済延期 "			4.6
貸付割当額 "		30(1986～88)	
増加貸付額 "			20

(出所) *Berita Harian*, 20 April 1989より。

組合の推薦を要求する。したがって屋台業者が申請してから貸付けされるまでかなりの期間がかかる。

もともとこの特別融資金は政府が二%の利子でCGCに貸し出し、CGCも一%で市中銀行に貸し出すシステムになっている。市中銀行は四%の利子率で屋台業者に貸し出すわけであるから、実質二%の手数料しか受けとらないことになる。二%では貸出し業務費をカバーすることはむずかしい。屋台業者への融資金はCGCによって担保保証されているものの、市中銀行が貸ししぶる事情がここにある。

一九九〇年四月、副首相は融資額の拡大にあたって「銀行は貸出しの際屋台業者の経済的背景を調査しない」ようわざわざ要請し、さらに「申請してから貸出しされるまでの期間を二週間に短縮する」ように銀行側に指示している。しかしそれでも貸出額が増加しないのは、実際には返済しない屋台業者が多いからである。特にブミプトラには返済しない者が多いといわれる。ブミプトラが国からの借金を返済しない傾向は、屋台業者だけにとどまらず、ブミプトラ政策のもとではあらゆる分野の融資制度において非常に高いのである。

これに対しても華人はほとんどCGCからは借りないといわれる。彼らは華人系の金融機関や同業者組合や同郷会館から融資を受けるものが多く、政府の貸出計画にはそっぽを向いて、ブミプトラ政策に反抗の姿勢を示すのである。もっともCGCは華人屋台業者が借金を申請しても相手にしないのかもしれない。

華人屋台の将来は？

屋台で食べる食事というのは家庭では味わえない解放感があって、なかなか魅力的である。庶民にとっては安くて便利なのでこれからも隆盛を続けるであろう。しかし、失業に悩む下層市民の生計の手段となっているこうした屋台業には、種族別の優遇措置などはできれば実施してほしくない。また、シンガポールのように市当局の管理が強くなりすぎて、屋台の姿が路上から消え、決まった地区で集中管理されるのは、あまりにも味けない。それはもう自由な屋台の特徴をほとんど失つており、淋しい。

マレーシアの屋台で見逃すことのできないもう一つの問題は猪肉である。クアラルンプルの華人街においては問題ないが、地方の都市の新設ホーカーセンターでは重大な問題となる。たとえば、ケダ一州のアロール・スター市のホーカーセンターでは猪肉を売つておらず、アロール・スター市は猪肉を売つてはいけないという条例は出していないものの、実際には、猪肉を使用する華人屋台には営業許可を出さないからである。アロール・スター市は、マレー人農民が七〇%以上を占めるイスラム教徒の街である。華人屋台が猪肉を使用すれば、敬虔なマレーイスラム教徒の篤い信仰心を大いに刺激することになるのだ。市当局がこうした市民感情を考慮して、華人の屋台営業の申請に際し猪肉を使用するケースを排除してしまうのである。その結果、申請を却下された華人の不満が華紙に掲載されることになる。

これまで、クアラルンプルのみならず地方都市でも、華人屋台に数限りなくご厄介になつて

きた筆者にとって、彼らの受難には他人事ではない痛みを感じる。

〔参考文献〕

『南洋商報』一九八九年二月二十三日、九〇年七月二十日付。

『光華』一九八九年十二月三日、九〇年五月五日、九〇年五月七日、九〇年九月七日付。

『通報』一九九〇年四月二十二日、九〇年九月六日付。

Utusan Malaysia.

Berita Harian, 20 April 1989.

New Strait Times, 23 April 1990, 1 September 1990.

『華僑』一九九〇年七月二十三日付。

『新明』一九九〇年八月一日付。

『星州日報』一九九〇年八月一日付。

Star, 30 August 1990.

『中国』一九九〇年九月六日付。

(ほりい けんぞう／大東文化大学教授)